

自殺総合対策の抜本的充実を求める決議

国の年間自殺者が3万人を超えて、国際比較においても突出して高い危機的な状況が14年間も続いている。とりわけ、昨今は、東日本大震災の発生に伴う被害や長引く景気低迷による生活苦、また、いじめによる自殺の顕在化も各地で相次ぐ事態となっている。そもそも、自殺率が極めて高いこの異常な状況は、憲法上保障されるべき基本的人権、最低限の生活権などの根底に横たわる課題であり、社会保障や住民福祉が論じられているその足下で、この社会の土台が気がつかないうちに蝕まれつつあることを示している。

このような状況の中、平成19年に閣議決定された国の「自殺総合対策大綱」が本年8月に大幅に改定された。この改定された自殺総合対策大綱においては、新たに「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことが明示され、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要」とされるとともに、「今後は地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策へと転換を図っていく」ことが明確に謳われており、住民に一番身近な基礎自治体の役割と責任はますます重要になってきている。

このため、自殺総合対策において、国家の根本的かつ最重要な課題の一つとして、地域・現場レベルでの実践的、具体的な取組みが、国・地方を挙げて総合的かつ強力に進められるよう、下記事項について積極的かつ適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 自殺対策は、“生きる権利”という究極の基本的人権等に関わる課題であり、国家的な重要課題となっている現状から、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、地域自殺対策緊急強化基金の恒久化や基礎自治体を実施する自殺対策事業等に対して恒久的な財政支援措置を講じること。
2. とりわけ、総合的に対策を進めるための「いのちと暮らしの総合相談会」、専門家と連携し複合的問題を支援する専任職員の設置、再企図防止専門家チームの派遣などの重要対策が、全国すべての自治体で実施できるよう、自治体への支援又は連携を必要かつ十分に行うこと。
3. 自殺者への保険給付制度のあり方について検討するとともに、一方で、自殺を防ぎ“生きる支援”を行うための総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を行うこと。

以上決議する。

平成24年11月15日

全 国 市 長 会